

# 南足柄市立福沢小学校いじめ防止基本方針

## ～ 目次 ～

- 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの未然防止のための取組み
- 3 いじめの早期発見のための取組み
- 4 いじめの早期解決のための取組み
- 5 いじめ防止等のための組織
- 6 重大事態への対処
- 7 いじめ事案への対応フロー図
- 8 いじめ防止指導等年間計画

南足柄市立福沢小学校

令和2年4月

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳がまもられ、児童をいじめに向かわせないために、すべての教職員がいじめの防止に取り組む。
- 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について児童の理解が深まるよう取り組む。
- いじめは学校の内外を問わず、様々な場所で起こりうるものであることを踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざす。
- 児童が安全・安心に学校生活を送るため、周囲の友人や教職員の信頼関係を築き、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- 児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

## 2 いじめの未然防止のための取組み

- いじめについての共通理解と学校体制の確立
  - ・いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
  - ・朝会や児童集会、学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- 児童との信頼関係の確立
  - ・教職員が児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解できるよう教育相談の考え方や態度を身につけ、日頃から児童の心に寄り添うことを心がける。
- 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む
  - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
  - ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動がどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ・さまざまな授業の中で、地域の社会資源を活用し、自分の命はもちろん他人のいのちも大切にすることを育む「いのちの授業」に取り組む。
  - ・自分の感情を他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- わかりやすい授業づくり
- ・授業についていけない焦りや劣等感などが適度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていく。
  - ・学級や学年の学習活動、委員会やクラブ活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- 児童の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む
- ・学校の教育活動を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるよう努める。
  - ・足柄台中学校区の幼小中の交流や、音楽会や陸上大会での交流を設定し、児童が自己の成長発達を感じ取り、自らを高めるとともに、自分とは異なる世代や存在と接することを通して、他を認める力を育成する。
  - ・児童会によるいじめ防止の取組み（全校児童集会、学年集会等）を通し、児童が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめ防止のための取組みを支援する。
- 保護者や地域に開かれた学校づくり
- ・いじめ問題は、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努める。
  - ・いじめに係る状況や対策について、家庭への情報提供に努めるとともに、学校運営連携協議会などを通じて、学校から地域に対する情報提供を進める。

### 3 いじめの早期発見のための取組み

- いじめの兆候を見逃さないために
- ・いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
  - ・校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を増やすことにより、小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、日常的な関わりの中で児童理解を深めることにより、児童との信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係をつく

る。

#### ○教育相談をとおした把握

- ・児童・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるように、いじめ相談窓口（主に児童指導部・教育相談コーディネーター・養護教諭があたる）を設置し、その窓口を周知する。家庭訪問、個別面談時やその期間以外であっても、情報を収集し、実態把握に努める。

#### ○アンケート調査によるいじめの把握

- ・定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童の状況の客観的な把握に努める。
- ・アンケートについては、安心していじめを訴えることができるように、席を離れて行ったり、教師が一人一人から回収したり、工夫して実施する。アンケート実施前に、そうした方法についても児童に伝える。

#### ○家庭との協力関係の構築

## 4 いじめの早期解決のための取組み

#### ○早期解決の基本的な考え方

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

#### ○いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせる。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ、その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、後述の「いじめ対策防止会議」に直ちに情報を提供・共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に通告するとともに、必要

に応じて、いじめられた児童・いじめた児童双方の保護者に連絡する。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署へ相談して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ○いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去すると共に、実態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家庭、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた児童を別室において指導することとし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### ○いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する処置をとる。
- ・事実関係を把握したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、いじめを行った背景にも目を向け、いじめた児童が抱える問題の解消に努めるなど、いじめた児童の健全な人格の発達を促す。

- ・いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導のほか、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒や、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・いじめには様々な要因があることから、特別指導や懲戒を行うにあたっては、児童に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行うとともに、児童が自分の行為を理解し、健全な人間関係を育む態度を身に付けるよう指導する。

#### ○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにする。
- ・いじめの解決とは、いじめられた児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、当事者を始めとし周りの全ての児童との関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目指す。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### ○インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、書き込んだ児童(場合によってはプロバイダー)に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについて周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。
- ・保護者と連携し、携帯電話、スマートフォンの正しい利用法について啓発する。

## 5 いじめ防止等のための組織

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために「いじめ対策防止会議」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、総括教諭、学年主任、児童指導担当、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、該当学級担任

<活動内容>

○いじめ防止等の取組みの検討・検証

- ・具体的な取組み内容の検討、基本方針や年間計画の作成、
- ・基本方針に基づき、実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談と通報への対応
- ・状況確認、情報収集、記録、職員への周知
- ・いじめと疑われる事案と判断した時の緊急会議の開催
- ・いじめ事案の報告
- ・いじめ事案への対応の検討、対応方針の決定、
- ・教育委員会への調査結果の報告

<いじめ対策防止会議の開催>

- ・会議を定期的に行う。
- ・いじめ事案が発生した場合、緊急会議を開催する。

## 6 重大事態への対処

「南足柄市いじめ防止基本方針」に記載されている重大事態が発生した際には、いじめ緊急調査委員会を設置する。

いじめ緊急調査委員会には、いじめ対策防止会議の構成員の他、状況によって心理や福祉の専門家や、学識経験者、精神科医等の参加を要請する。

<調査方法>

- ・いじめの状況把握のため、被害者、加害者、状況を知る関係者等から聴取を行う。
- ・事実に基づき調査結果をまとめる。

<結果報告>

- ・調査結果は速やかに南足柄市教育委員会へ報告する。

・必要と判断する場合は警察や関係機関へ通報する。

<見直しについて>

・「学校いじめ防止基本方針」は年度ごとや状況の変化等にともない見直す。

## 7 いじめ防止指導等年間計画

学校生活全般を通し日頃より児童理解に努め、児童との信頼関係を築くとともに、児童の言動の変化や、小さなサインを見逃さないよう、教師間の情報交換や児童からの情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。また、学校生活アンケート調査等を実施し、児童の悩みや不安を積極的に受け止めるよう努める。

<具体的な取組み>

- 日常的に学習面、生活面での観察を行う。(年間)
- 家庭訪問、教育相談、個別面談、日記等から状況把握をする。
- 児童会・児童指導部連携による取組み
- 学校生活アンケート調査 年2回
- 必要に応じて「いじめ相談窓口」を設置  
(児童指導部・教育相談コーディネーター・養護教諭)
- 学校評価の実施
- 不登校状況把握(毎月)
- 朝会、児童集会、学年集会、教科、特別の教科「道徳」、特別活動、総合的な学習の時間でいじめ防止に関する学ぶ機会を設定する。
- 「いじめ対策防止会議」の開催(職員会議の中で位置づける。年間12回程度)



## 8 いじめ事案への対応フロー図（2020年度）

